

東大阪市(仮称)こどもセンター・図書館複合施設整備事業 入札説明書等に関する質問の内、入札参加資格審査に係る質問への回答

・東大阪市(仮称)こどもセンター・図書館複合施設整備事業入札説明書等について、令和7年7月22日までに寄せられた入札参加資格審査に係る質問及び意見への回答を公表します。

・質問及び意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和7年8月8日

東大阪市

■入札説明書に関する質問への回答

No	頁	I	1	(1)	①	A	項目等	質問内容	回答案
1	12	Ⅲ	1	(2)			複数応募の禁止	「なお、・・・、選定されなかった入札参加者の代表企業、構成企業及び協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。」とございますが、事業者の業務等を受託、とは、SPCから直接業務を受託することを指しているのでしょうか。	お見込みのとおりです。また、SPCの代表企業、構成企業及び協力企業から業務を受託することも想定されます。
2	12	Ⅲ	1	(3)			入札参加者の変更及び追加	構成企業及び協力企業についての追加又は変更はいつまで可能なのでしょうか。	提案審査の様式提出締切日の前日までとなります。
3	12	Ⅲ	1	(3)			入札参加者の変更及び追加	入札参加者の変更及び追加の期限をご教示お願いします。	No.2の回答を参照してください。
4	13	Ⅲ	2				入札参加者の備えるべき参加資格要件	什器備品調達設置を行う者の参加要件は、共通の参加資格要件を満たし、市の入札参加資格者名簿への登録があれば良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	14	Ⅲ	2	(2)	①		設計業務を行う者	事前調査業務は建設業務を行う者として参加表明する建設企業が「行っても宜しいでしょうか。	事前調査業務は設計業務の一つとしていますので、事前調査業務を、建設業務を行う者として参加表明する建設企業が行う場合は、当該事業者が設計業務の参加要件を満たしていただく必要があります。
6	14		4	(1)			電気主任技術者	工事期間中、竣工後含めて電気主任技術者費用は別途と考えてよろしいでしょうか。	電気主任技術者費用は事業費に含まれています。
7	14	Ⅲ	2	(2)	①	ウ	設計業務を行う者の参加資格要件	「該当する用途の面積」と記載がありますが、該当する用途とは何を示しているでしょうか。単独用途も含め制限があるのであれば具体的に示してください。	該当する用途とは、公共施設以外にも複数の用途を有する建築物の場合に、公共施設としての用途部分になります。
8	14	Ⅲ	2	(2)	①	ウ	設計業務を行う者	公共施設の定義については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条に記載の「公共施設等」と考えますが、これらの発注者は官民間わいものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	14	Ⅲ	2	(2)	①②	ウ	設計業務を行う者	「延床面積7,000㎡以上の公共施設の新築工事」とありますが、公共施設の定義についてご教示ください。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第1項にて規定する公共施設等になります。
10	14	Ⅲ	2	(2)	①②	ウ	設計業務を行う者	「延床面積7,000㎡以上の公共施設の新築工事」とありますが、公益社団法人（公益社団法人2025年日本国際博覧会協会等）や各種学校法人発注の新築工事についても公共施設として認められると考えてよろしいでしょうか。	公益社団法人や各種学校法人発注の新築工事でも公共施設であれば実績として認められます。
11	14	Ⅲ	2	(2)	①②	ウ	設計業務を行う者	「延床面積7,000㎡以上の公共施設の新築工事」とありますが、2025年日本国際博覧会、大学図書館、駅舎等についても公共施設として認められると考えてよろしいでしょうか。	2025年日本国際博覧会の新築工事についてはその内容によります。大学図書館、駅舎については公共施設に含みます。
12	14	Ⅲ	2	(2)			個別の参加資格要件	各業務を実施する企業は貴市の入札参加有資格者名簿に登録されていることが条件とされていますが、貴市では参加資格申請において、随時申請を受け付けられていないことから、入札公告時点で名簿に記載がない企業について本事業の入札は参加できないのでしょうか。他の事業ではその事業についての入札参加資格申請受付をされている省庁もあります。	入札参加資格審査書類の受付締切日において、本市の入札参加有資格者名簿に登録されていることが要件となります。
13	15	Ⅲ	2	(2)	③	オ	建設業務を行う者	複数で業務を行う場合の統括する建設企業以外の建設企業（2者または3者）による特定建設工事共同企業体の構成企業となる企業」とありますが、特定建設工事共同企業体を構成する企業は最大で3者ということでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、複数企業で建設業務を実施する場合、特定建設工事共同企業体の組成は必須ではなく、工種毎にSPCから構成企業等に分離発注していただけます。 なお、入札説明書の当該箇所について、複数の事業者で建設業務を行う場合については、建設工事共同企業体であることを必要とすると読み取れますので、当該部分は後日、この回答内容に合致するよう修正いたします。
14	15	Ⅲ	2	(2)	③	オ	建設業務を行う者	「複数で業務を行う場合の統括する建設企業以外の建設企業（2者または3者）による特定建設工事共同企業体の構成企業となる企業」とありますが、特定建設工事共同企業体を構成せず、工種毎にSPCから分離発注する場合も、参加資格要件は同様と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。また、No.13の回答のとおり、複数企業で建設業務を実施する場合、特定建設工事共同企業体の組成は必須ではございません。 なお、入札説明書の当該箇所について、複数の事業者で建設業務を行う場合については、建設工事共同企業体であることを必要とすると読み取れますので、当該部分は後日、この回答内容に合致するよう修正いたします。
15	15	Ⅲ	2	(2)	③	カ	建設業務を行う者	当該施工管理実績の「当該」とは、施工実績として申請した工事の担当者を監理技術者として配置しなければならないということでしょうか。昨今の建設需要の逼迫により人材確保が厳しい状況が続いており、特に本件は参加表明時から着工迄期間が長いこともあり、他の工事に従事していたり、または退職していたりする可能性もあるため、監理技術者の配置については、着工前に貴市の承認を得ればよいとしていただけないでしょうか。	原則として、入札参加資格申請段階で、施工実績として申請された工事の施工管理実績のある監理技術者を配置してください。 ただし、建設工事の着工日まで期間があることから、やむを得ない理由により監理技術者が変更になる場合は、事前に市に協議し、同様の施工管理実績のある監理技術者を配置してください。
16	15	Ⅲ	2	(2)	③	ア	建設業務を行う者	「本市の入札参加資格者名簿（建設工事）・・・」とありますが、第1希望、第2希望問わず登録していれば良いと考えて宜しいでしょうか？ご教示ください。	第1希望、第2希望問わず、登録業種が「建築」であれば参加要件に該当いたします。
17	15	Ⅲ	2	(2)	③	エ	建設業務を行う者	建設業務を複数の建設企業で実施する場合、すべての企業が要件工で規定される監理技術者を専任で配置させる必要がありますでしょうか。	すべての企業が要件工で規定される監理技術者を専任で配置させる必要はなく、統括する建設企業が要件工で規定される監理技術者を配置させてください。入札説明書につきましては修正いたします。
18	15	Ⅲ	2	(2)	③		建設業務を行う者	「延床面積7,000 ㎡以上の公共施設の新築工事」施工管理実績があるものと記載がありますが、解体着手から建物完成までの全ての工事期間中、配属する必要があるものと考えてよろしいでしょうか。	記載の施工管理実績のある監理技術者の配属は新築の複合施設建設工事期間とし、解体工事期間に配属する監理技術者は施工管理実績の要件は特に求めません。
19	16	Ⅲ	2	(2)	⑤		上記以外の業務を行う者	個別の参加資格要件として、設計・工事監理・建設・維持管理業務以外の業務を行う者は貴市の入札参加有資格者名簿登録企業であることの記載がありますが、付帯事業企業については登録申請を随時受付可能としていただく、または名簿登録企業の条件を外していただけないでしょうか。	付帯事業企業につきましても、入札参加有資格者名簿登録企業であることを要件とし、登録申請を随時受付する予定はございません。
20	16	Ⅲ	2	(2)	⑤		上記以外の業務を行う者	個別の参加資格要件として、設計・工事監理・建設・維持管理業務以外の業務を行う者は貴市の入札参加有資格者名簿登録企業であることの記載がありますが、付帯事業企業については登録申請を随時受付可能としていただく、または名簿登録企業の条件を外していただけないでしょうか。	No.19の回答を参照してください。
21	16	Ⅲ	2	(2)	④	イ	維持管理業務を行う者	①ウに示す公共施設の1年以上の維持管理業務の実績とありますが、①ウ「延床面積7,000㎡以上の公共施設」の理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	16	Ⅲ	2	(2)	④	イ	実績	「入札公告日から起算して過去10年間に、①ウに示す公共施設の1年以上の維持管理業務の実績を有すること。」とありますが、①ウでは「延床面積7,000㎡以上の公共施設の新築工事」とありますが、維持管理業務においては、新築ではなく既存の公共施設の実績も認められますでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	16	Ⅲ	2	(2)	④	イ	実績	「入札公告日から起算して過去10年間に、①ウに示す公共施設の1年以上の維持管理業務の実績を有すること。」とありますが、例えば、3年などの長期契約の公共施設で契約締結日から1年以上経過している現在履行中のものは実績として認められますでしょうか。	実績として認められます。
24	17	Ⅳ	2				募集、選定等のスケジュール	入札説明書等に関する第1回質問への回答の公表が、8月22日予定となっていますが、参加資格審査書類に係るものは、早期にご回答をお願いいたします。お盆時期でもあります為、7月中または、8月初旬のご対応が必須と考えます。	入札参加資格審査に係る質問に対する回答については、8月8日に公表することとしました。
25							対話議題について	対話実施日が8/4or8/5に対し、議題〆切は質疑〆切と同じ7/22となっており、対話実施日と2週間空いております。対話実施までに議題の追記変更は可能といただけないでしょうか。	議題の締切を設けており、公平を期すため、対話実施までに議題の変更は認めていません。

■様式集(入札参加資格審査)に係る質問への回答

No	頁	様式番号	項目等	質問内容	回答案
1	1		-	登録簿原本は正本・副本共に写しても良いでしょうか。	正本は原本で提出してください。副本は写しても構いません。「東大阪市(仮称)こどもセンター・図書館複合施設整備事業様式集(入札参加審査)」P1を参照してください。
2	1		-	納税証明書は正本・副本共に写しても良いでしょうか。	正本は原本で提出してください。副本は写しても構いません。「東大阪市(仮称)こどもセンター・図書館複合施設整備事業様式集(入札参加審査)」P1を参照してください。
3	1		-	参加資格審査書類の提出部数について、正本1部、副本6部とありますが、他案件に比較して、副本の部数が非常に多く驚いています。事業者の負担軽減の為、副本部数の見直しをお願いできませんでしょうか。市で副本6部が必要な場合は、データでの送付とさせていただけますと幸いです。	原案のとおりとします。副本は紙でのご提出をお願いします。
4	1		入札参加資格審査 提出書類及び作成要領	暴力団対策に係る誓約書の枚数制限が1となっていますが、参加企業1社につき1枚でよろしいでしょうか。	代表企業、構成企業、及び協力企業の全企業分を企業ごとに作成し、様式の番号に枝番を付加して提出してください(例:様式α-10-(1))。様式α-10末尾を参照してください。
5	1		入札参加資格審査 提出書類及び作成要領	α-10以降の書類(会社概要所から納税証明書まで)はα-10の後ろに企業ごとに添付することでもよろしいでしょうか。その際のインデックスは企業名を記入すればよろしいでしょうか。	会社概要書から納税証明書までの書類については、項目ごとに添付していただき、項目ごとにインデックスを付けてください。仮にA社B社C社で構成されるグループの場合、A社の会社概要書、B社の会社概要書、C社の会社概要書、A社の定款、B社の定款、...という順に添付してください。
6	1		入札参加資格審査 提出書類及び作成要領	正本1部、副本6部提出とありますが、ペーパーレス化、DX化が推進される中で、副本を6部も提出する必要がありますでしょうか。	No.3の回答を参照してください。
7	1		登録簿原本	証明日は申請日から3カ月以内のものでよろしいでしょうか。	入札参加資格審査書類の提出日から選って3か月以内であって登録情報が最新のものであれば問題ありません。
8	1		決算報告書	決算報告書内に、貸借対照表と損益計算書を含んでいればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	1		会社概要書	会社パンフレットでよろしいでしょうか。	会社概要書については、会社概要を含む会社パンフレット等を提出していただくことでも構いません。
10	3	α-1	入札参加表明書	本事業への参加表明に記載する会社情報は、本社住所でもよろしいでしょうか。それとも貴市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名である必要がありますでしょうか。	本市の入札参加有資格者名簿に記載されている情報を記載してください。
11	3	α-1	入札参加表明書	各企業の代表者は貴市の入札参加資格者名簿に記載の業者名の代表者でよろしいでしょうか。(例)支店長、営業所長	お見込みのとおりです。
12	3	α-1	入札参加表明書	代表企業、構成企業、協力企業が、連判押印を行う書式となっていますが、複数社にまたがる押印作業は、煩雑であり時間も要します。用紙を分割しての提出をお認めいただけませんか。	α-1に限らず、複数の企業が押印を要する様式については、企業ごとに用紙作成して提出いただくことも可とします。その場合、様式の番号に枝番を付加して提出してください(例:様式α-1-(1))。
13	3	α-1 α-8		様式α-1、α-8は各社1枚ずつ捺印して提出する形でよろしいでしょうか。	No.12の回答を参照してください。
14	6	α-3		東大阪市の入札参加資格者名簿に登録している支店とは別の支店で申し込むことは可能でしょうか。	No.10の回答を参照してください。
15	6	α-3		管理技術者の氏名等を記載する欄がありませんが、その必要はないと考えてよろしいでしょうか。	様式α-3に管理技術者の氏名を記載する欄は設けておりませんので同様に記載する必要はありません。配置される予定の管理技術者について、設計企業と入札公告日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、様式α-3の2の実績を有する一級建築士であることを証する書類の添付をお願いします。様式α-3の3を参照してください。
16	6	α-3	設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	添付書類2の企業実績と添付書類3の技術者設計実績はそれぞれ別の実績でもよろしいでしょうか。	様式α-3の2と3の実績については、それぞれ別のもので構いません。この場合、それぞれの実績を証する書類をご提出ください。
17	8	α-4	建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	添付書類4の企業実績と添付書類5の技術者の施工監理の実績はそれぞれ別の実績でもよろしいでしょうか。	様式α-4の4と5の実績については、それぞれ別のもので構いません。この場合、それぞれの実績を証する書類をご提出ください。
18	8	α-4	建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	添付書類5のⅡ実績を証する書類は記載がありませんが、添付書類4と同様の施工実績証明書又は契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写しでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	8	α-4	建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	「監理技術者を有することを証する書類」の添付につきまして、入札参加表明日現在において、監理技術者予定者を1名に特定することができない場合、候補として複数名の監理技術者を届け出ることでもよろしいでしょうか。	候補者複数名を届け出てください。
20	9	α-1	入札参加表明	1枚に各構成企業の押印を求める様式ですが、構成企業が多いと各社の押印の回付作業に時間を要するため、企業毎に1枚ずつ頁を分けて提出することでもよろしいでしょうか。	No.12の回答を参照してください。
21	9	α-5		東大阪市の入札参加資格者名簿に登録している支店とは別の支店で申し込むことは可能でしょうか。	No.10の回答を参照してください。
22	9	α-5		一級建築士の氏名等を記載する欄がありませんが、その必要はないと考えてよろしいでしょうか。	様式α-5に一級建築士の氏名を記載する欄は設けておりませんので同様に記載する必要はありません。配置される予定の一級建築士について、工事監理企業と入札公告日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、あわせて建設企業といかなる雇用関係のない様式α-5の2の実績を有する一級建築士であることを証する書類の添付をお願いします。様式α-5の3を参照してください。
23	9	α-5	工事監理業務	「3. のうち、建設企業といかなる雇用関係のないことを証する書類」については、様式α-2における誓約をもって要件を満たしているとみなしますので、書類の添付は不要です。」とありますが、様式α-1の事でよろしいでしょうか。	様式α-2において「入札説明書に定められた入札に関する条件を満たしていること、並びに提出書類の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約」していただきますので、その部分で当該一級建築士について建設企業といかなる雇用関係のないことを誓約していただいたとご認識ください。
24	9	α-8	委任状	1枚に各構成企業の押印を求める様式ですが、構成企業が多いと各社の押印の回付作業に時間を要するため、企業毎に1枚ずつ頁を分けて提出することでもよろしいでしょうか。	No.12の回答を参照してください。
25	13	α-8	委任状 (構成企業→代表企業)	構成企業、協力企業が、連判押印を行う書式となっていますが、複数社にまたがる押印作業は、煩雑であり時間も要します。各構成企業(または協力企業)と代表企業間で押印できるよう、用紙を分割しての提出をお認めいただけませんか。	No.12の回答を参照してください。
26	-	-	-	各様式に記載する「役職・代表者名」は、市の入札参加資格者名簿に載っている代表者の役職・代表者名を記載すれば良いでしょうか。 委任状を提出している場合は、受任者の役職・代表者名を記載すれば良いでしょうか。(企業の代表ではなく、支店長等)	No.10の回答を参照してください。
27		α-1	入札参加表明書	押印が必要な書類について、1枚に複数社が押印する書類になっていますが、各社毎の押印に編集して提出してもよろしいでしょうか。	No.12の回答を参照してください。
28		α-3 α-4 α-5 α-6	実績を証する書類について	実績を証する書類の写しですが、守秘義務等あるため、必須項目以外の物件名、請負価格等は黒塗りの提出としてよろしいでしょうか。	参加資格要件を証するための各様式の項目等の情報以外の部分についてはマスキング等していただいて差し支えありません。
29			要望	入札資格審査に係る手続きについての質疑回答は、各社取り纏めに時間を要するため、7月中に公表をお願いしたい。	入札参加資格審査に係る質問に対する回答については、8月8日に公表することとしました。